

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1081 号（諮問第 1718 号）

件名：交通安全施設の点検の実施の一部開示決定等に関する件

1 開示請求

令和 4 年 10 月 7 日

2 原処分

令和 4 年 10 月 20 日（一部開示決定等）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、別表の 1 欄に掲げる開示請求に対して別表の 2 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示及び一部開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 11 月 18 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 1 月 5 日

5 答申

令和 5 年 11 月 29 日

6 審査会の結論

処分庁が、別表の 1 欄に掲げる開示請求に対して本件行政文書を特定して開示及び一部開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、行政文書開示請求書に記載した、開示請求文書と異なる文書が開示されたので、請求した内容の文書を開示することを求める旨を主張していることから、本件行政文書の特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

(3) 本件行政文書の特定について

処分庁によれば、本件行政文書のうち別表の 2 欄に掲げる文書 1 は道路標

識等の交通安全施設について点検により老朽化の著しい交通安全施設を確実に把握し交通安全施設の点検を計画的かつ強力に推進することを通達する文書であり、別表の2欄に掲げる文書2は交通安全施設の点検要領及び報告要領等について通知する文書であることから、審査請求人が開示を求める「道路標識の設置状況の確認・点検をどのように行っているのかわかる文書」であるとのことである。

当審査会において本件行政文書の内容を確認したところ、道路標識の点検要領や報告要領等が記載されていたことから、道路標識の確認・点検についての計画、実施状況及び結果報告を含む「道路標識の設置状況の確認・点検をどのように行っているのかわかる文書」であり、請求内容に合致する文書であることが認められた。

よって、本件行政文書を特定したという処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件行政文書の特定については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求内容	2 行政文書の名称	3 開示しないこととした部分	4 開示しないこととした根拠規定
道路標識の設置状況の確認・点検をどのように行っているのかわかる文書 委託を含む。計画・実施状況・結果報告 稲沢署分に限る	文書1 交通安全施設の点検の実施（平成29年12月26日付け、交規発乙第708号）	個人に割り当てられた警察電話番号	条例第7条第6号
	文書2 交通安全施設の点検要領（平成29年12月26日付け、交規発第6011号）		